

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	気候変動を考慮した設計外力検討業務
業 務 概 要	本業務は、管内の国有港湾施設及び既定計画の港湾施設において、気候変動を考慮した設計に用いる外力の算定を行うことを目的に、波浪変形計算を行い各施設の堤前波を算出するものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所長 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所 神戸市中央区小野浜町7-30
契 約 年 月 日	令和8年4月22日
契 約 業 者 名	沿岸技術研究センター・エコ設計共同体
契約業者の住所	東京都港区西新橋1丁目14番2号
契 約 金 額 (税 込)	¥36,025,000
予 定 価 格 (税 込)	¥36,069,000
随意契約によることとした理由	本業務は、管内の国有港湾施設及び既定計画の港湾施設において、気候変動を考慮した設計に用いる外力の算定を行うことを目的に、波浪変形計算を行い各施設の堤前波を算出するものである。 なお、本業務の内容が技術的に高度なものであり、提出された技術提案に基づいて仕様書を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が99者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に39者から問い合わせがあり、1者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている1者に技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、沿岸技術研究センター・エコ設計共同体 の提案は、当所の要求する要件を満たしていたため、沿岸技術研究センター・エコ設計共同体 と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。
業 務 場 所	－
業 務 区 分	建設コンサルタント等
履行期間(自)	令和8年4月22日
履行期間(至)	令和8年10月30日
備 考	

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	管内技術課題検討支援業務
業 務 概 要	本業務は、近畿管内の港湾施設等において抽出された技術的課題の解決にあたり、技術的課題に精通する有識者への意見聴取会等を実施し技術支援を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所長 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所 神戸市中央区小野浜町7-30
契 約 年 月 日	令和8年4月22日
契 約 業 者 名	一般財団法人 沿岸技術研究センター
契約業者の住所	東京都港区西新橋1-14-2
契 約 金 額 (税 込)	¥54,560,000
予 定 価 格 (税 込)	¥54,879,000
随意契約によることとした理由	本業務は、近畿管内の港湾施設等において抽出された技術的課題の解決にあたり、技術的課題に精通する有識者への意見聴取会等を実施し技術支援を行うものである。 なお、本業務の内容が技術的に高度なものであり、提出された技術提案に基づいて仕様書を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が87者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に31者から問い合わせがあり、1者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている1者に技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、一般財団法人 沿岸技術研究センター の提案は、当所の要求する要件を満たしていたため、一般財団法人 沿岸技術研究センター と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。
業 務 場 所	－
業 務 区 分	建設コンサルタント等
履行期間(自)	令和8年4月22日
履行期間(至)	令和9年3月19日
備 考	

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	神戸港臨港道路(湾岸西伸)の施工課題に関する検討業務
業 務 概 要	本業務は、大阪湾岸道路西伸部の海上部橋梁基礎を施工するにあたり、施工課題を整理し対応方針等を検討するものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所長 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所 神戸市中央区小野浜町7-30
契 約 年 月 日	令和8年5月27日
契 約 業 者 名	沿岸技術研究センター・大日本ダイヤコンサルタント設計共同体
契約業者の住所	東京都港区西新橋1-14-2
契 約 金 額 (税 込)	¥21,120,000
予 定 価 格 (税 込)	¥21,175,000
随意契約によることとした理由	本業務は、大阪湾岸道路西伸部の海上部橋梁基礎を施工するにあたり、施工課題を整理し対応方針等を検討するものである。 なお、本業務は専門的技術が要求される業務であり、提出された技術提案に基づいて仕様書を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が60者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に50者から問い合わせがあり、2者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている2者に技術提案書の提出を求めたところ、2者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、提案が総合的比較優位である 沿岸技術研究センター・大日本ダイヤコンサルタント設計共同体 と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。
業 務 場 所	—
業 務 区 分	建設コンサルタント等
履行期間(自)	令和8年5月27日
履行期間(至)	令和9年2月26日
備 考	

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	複合一貫輸送ターミナル整備計画検討業務
業 務 概 要	本業務は、大阪港北港南地区岸壁(-7.5m)(耐震)の基本設計を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所長 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所 神戸市中央区小野浜町7-30
契 約 年 月 日	令和8年6月19日
契 約 業 者 名	(株)ニュージェック 近畿支店
契約業者の住所	大阪市北区浪花町14番25号
契 約 金 額 (税 込)	¥54,571,000
予 定 価 格 (税 込)	¥54,626,000
随意契約によることとした理由	本業務は、大阪港北港南地区岸壁(-7.5m)(耐震)の基本設計を行うものである。 なお、本業務の内容が技術的に高度なものであり、提出された技術提案に基づいて仕様書を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が57者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に36者から問い合わせがあり、2者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている者に技術提案書の提出を求めたところ、者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、提案が総合的比較優位である(株)ニュージェック 近畿支店と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。
業 務 場 所	—
業 務 区 分	建設コンサルタント等
履行期間(自)	令和8年6月19日
履行期間(至)	令和9年2月19日
備 考	

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	和歌山下津港本港地区整備計画検討業務
業 務 概 要	本業務は、和歌山下津港地区岸壁(－10m)の基本設計を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所長 松岡 裕二 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所 神戸市中央区小野浜町7－30
契 約 年 月 日	令和8年6月26日
契 約 業 者 名	八千代エンジニアリング(株) 大阪支店
契約業者の住所	大阪府大阪市中央区城見1丁目4番70号
契 約 金 額 (税 込)	¥54,263,000
予 定 価 格 (税 込)	¥54,857,000
随意契約によることとした理由	本業務は、和歌山下津港地区岸壁(－10m)の基本設計を行うものである。 なお、本業務の内容が技術的に高度なものであり、提出された技術提案に基づいて仕様書を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が56者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に47者から問い合わせがあり、6者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている6者に技術提案書の提出を求めたところ、6者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、提案が総合的比較優位である 八千代エンジニアリング(株) 大阪支店 と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。
業 務 場 所	－
業 務 区 分	建設コンサルタント等
履行期間(自)	令和8年6月26日
履行期間(至)	令和9年2月26日
備 考	

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	尼崎西宮芦屋港整備計画検討業務
業 務 概 要	本業務は、尼崎西宮芦屋港末広地区岸壁(-9m)(耐震)の基本設計を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所長 松岡 裕二 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所 神戸市中央区小野浜町7-30
契 約 年 月 日	令和8年6月30日
契 約 業 者 名	(株)日本港湾コンサルタント関西支店
契約業者の住所	兵庫県神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号
契 約 金 額 (税 込)	¥54,076,000
予 定 価 格 (税 込)	¥54,076,000
随意契約によることとした理由	本業務は、尼崎西宮芦屋港末広地区岸壁(-9m)(耐震)の基本設計を行うものである。 なお、本業務の内容が技術的に高度なものであり、提出された技術提案に基づいて仕様書を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が57者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に40者から問い合わせがあり、6者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている6者に技術提案書の提出を求めたところ、6者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、提案が総合的比較優位である(株)日本港湾コンサルタント関西支店と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。
業 務 場 所	—
業 務 区 分	建設コンサルタント等
履行期間(自)	令和8年6月30日
履行期間(至)	令和9年2月26日
備 考	

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	大阪港海岸此花地区護岸(G-15)基本設計
業 務 概 要	本業務は、大阪港海岸此花地区の護岸(G-15)について、地震・津波対策を講じるため基本設計を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所長 松岡 裕二 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所 神戸市中央区小野浜町7番30号
契 約 年 月 日	令和8年8月6日
契 約 業 者 名	(株)ニュージェック 近畿支店
契約業者の住所	大阪市北区浪花町14番25号
契 約 金 額 (税 込)	¥35,112,000
予 定 価 格 (税 込)	¥35,992,000
随意契約によることとした理由	本業務は、大阪港海岸此花地区の護岸(G-15)について、地震・津波対策を講じるため基本設計を行うものである。 なお、本業務の内容が技術的に高度なものであり、提出された技術提案に基づいて仕様書を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が51者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に49者から問い合わせがあり、3者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている3者に技術提案書の提出を求めたところ、3者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、提案が総合的比較優位である(株)ニュージェック 近畿支店と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。
業 務 場 所	—
業 務 区 分	建設コンサルタント等
履行期間(自)	令和8年8月6日
履行期間(至)	令和9年3月26日
備 考	